

mSv以上0.5mSv未満(年間0.4mSv以上2mSv未満)が約78%、0.5mSv以上1.0mSv未満(年間2mSv以上4mSv未満)が約12%であり、平成24年度は3か月の積算線量0.1mSv未満が約18%、0.1mSv以上0.5mSv未満が約81%、0.5mSv以上1mSv未満が約1%であった。b市においては、平成23年において、平均値を年間に換算した数値が年間0.93~1.34mSv、平成24年においては0.57~0.997mSvであった。そのほか、f市、c市等が個人線量計による個人線量当量の測定を行っており、その結果から換算される年間積算個人線量当量は、避難指示の基準とされる空間線量(周辺線量当量)率から推計される外部被ばく年間線量(前記前提事実第3及び前記第1参照)よりも低くなっている。(乙二共4、14、16、145、154の1)

第3 放射線による障害防止に関する法令等

原子力基本法は、20条において「放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。」旨を定めている。

炉規法43条の3の2第1項は、発電用原子炉設置者は、原子炉施設の保全について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない旨を定めているところ、これを受け、実用炉規則69条が当該必要な措置を具体化している。同規則78条は発電用原子炉設置者が管理区域、保安区域及び周辺監視区域を定めるべきこと及びそれぞれの区域において講ずべき措置を定めており、同条3号において周辺監視区域について講ずべき措置として、人の居住を禁止すること、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを原則制限することを定めていた。ここで周辺監視区域とは、同規則2条2項6号において、管理区域(同項4号において定義される。)の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものと定義された。当該線量限度は、告示によって定められており、実効線量について、1年間につき1mSv(ただし原子力規制委員会が認めた場合は1年間につき5mSvとすることができる)と定められていた。

障防法は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする法律である(同法1条)。そして、同法15条1項は、許可届出使用者に対し、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない旨を定めている。これを受け、障防法規則15条1項が上記技術上の基準を定めており、同項6号で作業室又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度(表面密度)が「表面密度限度」を超えないようにすること、同項12号で、「管理区域」には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること、を定めている。上記「表面密度限度」は、同規則1条13号に基づき、告示によって定められており、アルファ線を放出する放射性同位元素につき $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ (4万 Bq/m^2)、アルファ線を放出しない放射性同位元素につき $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ (40万 Bq/m^2)と定められている(数量等告示8条・別表第4)。上記「管理区域」は、障防法規則1条1号によって、外部放射線に係る線量又は放射性同位元素によって汚染される物の表面密度の放射性同位元素の密度などがそれぞれ数量等告示の定める線量又は密度などを超えるおそれのある場所とされており、それを受けた数量等告示は、当該基準として、外部放射線に係る線量について実効線量が3か月につき1.3mSv、放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については上記「表面密度限度」の10分の1と定めている(数量等告示4条・8条・別表第4)。なお、放射性セシウム(セシウム134、137)は、上記「アルファ線を放出しない放射性同位元素」に該当するため、「表面密度限度」は、 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ (40万 Bq/m^2)となり、管理区域の設定基準となる表面密度は、 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ (4万 Bq/m^2)となる。

電離放射線障害防止規則は、事業者は、管理区域(その定義は、障防法規則等による定義と概ね等しい)内において放射線業務に従事する労働者の受ける実効線量が5年間につき100mSvを超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えないようにしなければならない旨、女性(妊娠中の者等を除く)については3か月間につき5mSvを超えないようにしなければならない旨、妊娠中の女性については妊娠中の期間につき内部被ばくによる実効線量が1mSvを超えないようにしなければならない旨を定めている(電離放射線障害防止規則4及び6条)。

以上の放射線防護についての関連諸法令等の定める基準について、「放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによって、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする」法律として、放射線障害防止の技術的基準に関する法律が存在し、同法3条は、当該基本方針について「放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもち、その基本方針としなければならない。」と定めている。本件事故前の同法(平成24年6月27日法律第47号による改正前のもの)においても、上記目的及び基本方針は、ほぼ同様であるが、放射線審議会は文部科学省のもとに設置されることになっていた。そして、上記で述べた放射線防護についての関連諸法令等の定める基準は、当時の放射線審議会が平成10年6月になしたICRP1990年勧告(前記第2の2(2)参照)の国内法令等への取り入れについての意見具申を踏まえたものである。当該意見具申は、まず周辺監視区域や管理区域について、ICRP1990年勧告が「管理上の要求の最も重要な機能の一つは、被ばく源に対する管理及び職業的に被ばくする作業員に対する管理を維持することである」として「管理区域及び監視区域の指定」を勧告し、その指定の目的は「これらの指定区域の外側のいかなる人も職業的に被ばくするとみなす必要がないことを保証することであるべき」とし、「指定区域の外側で受ける実際の線量を公衆被ばくの線量限度以下に抑えることを可能とすべきであること」を勧告していることから、「管理区域設定が放射線管理の基本事項の1つであり、管理区域の外側にいる作業員の防護を確実にを行うためにも、その設定の目安となる数値を提示することが管理実務上実際的であることから、法令で一律の数値基準を定めることが適当である」とし、「また、その数値基準については、公衆の線量限度を考慮して定めるのが適当である。」としている。また当該意見具申は、「公衆の被ばくに関する限度」について「実効線量については年1mSv」とし、「これを規制体系の中で担保することが適当である。このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。」としている。他方で当該意見具申は、「放射線緊急時における公衆の防護」について、ICRP1990年勧告が「公衆の防護のための措置の導入は、影響を受ける個人にいくらかのリスクをもたらす、また財政的費用と社会的秩序の混乱により社会に害をもたらすため、防護措置の導入は、そ

の実施に付随するこれらの損害よりも大きな便益（回避される放射線障害）をもたらすべきである」とし、「線量限度は行為の管理に使うことを意図したものであって、線量限度を介入決定の根拠として使うことは、得られる便益とは全く釣り合わないような方策を含むかも知れず、正当化の原則に矛盾することになるので、介入の必要性、あるいは、その規模の決定に線量限度を適用しないことを勧告している」ことから、「介入レベルは限度として扱うものではなく、防護措置の導入を判断するための指針であり、「従って、介入レベルは法令で規定する性格のものではなく、現行通り防災指針で定めるのが適当である。」としている。なお、上記「介入」とは、ICRP1990年勧告において「現在ある被ばくの原因に影響を与えて総被ばくを減らす活動」をいうとされている。

本件事故前も現在も緊急時やICRP2007年勧告の示す現存被ばく状況における公衆の被ばく線量限度を定めた法令上の規定はない（丙二共29（160頁参照））。ただし、当時の原子力安全委員会安全目標専門部会は、平成15年12月、「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」において、事故リスクに対する安全目標案として「原子力施設の事故に起因する放射線被ばくによって生じ得るがんによる、施設からある範囲の距離にある公衆の個人の平均死亡リスクは、年あたり百万分の1程度を超えないように抑制されるべきである」という定量的目標案を示している（前記第一の一第1の1参照）。これは、原則的に「原子力施設の設計・建設・運転においては、当該リスクが年あたり百万分の1を超えないように合理的に実行可能な限りのリスク低減策が計画・実施されている」ことを求めるものとされている。

炉規法は、原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の確認を受けることができる旨を定め、当該確認を受けた物は、炉規法等の法令の適用については、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うものとする旨を定めている（炉規法61条の2）。これを受け、製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則2条は、発電用原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）に含まれる放射性物質の放射能濃度についての上記基準について、放射性セシウム（セシウム134、137）においては0.1Bq/g（100Bq/kg）と定めている。放射性物質汚染対処特措法17条は、環境大臣は、一定の廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする旨を定めている。これを受け、同法施行規則14条は、上記基準として放射性セシウム（セシウム134、137）についての放射能濃度合計が8000Bq/kg以下である旨を定めている。上記、炉規法等に基づく基準は、運転を終了した原子力発電所等の解体等により発生するコンクリートや金属を想定し、原子力発電所や一般社会での再利用を推進するために定められた規制であり、一般社会で様々な方法で使われても安全な基準であるとされ、他方で放射性物質汚染対処特措法等に基づく基準は、当該廃棄物を安全に処理するための基準とされ、当該基準に適合する（8000Bq/kg以下である。）廃棄物は、従来と同様の方法により安全に焼却したり埋立処分したりすることのできるものとされる。これは焼却施設や埋立処分場では、環境中に有害物質が拡散しないように管理が行われていることから、周辺住民にとって問題なく安全に処理することができるからとされている。

（甲イ2の1（290頁）、甲ニ共129、137、乙ニ共179、181、丙二共29（8、160頁）、45（86頁（S15））、48（9、11、12、22、31頁）、公知）

第4 被災者のストレスに関する知見等

1 災害及び放射線被ばくによるストレス等に関する知見

一般に災害被災者のストレス要因としては、将来の不確実性、住居及び職場の安全への不確実性、社会の偏見、メディアの影響、風土や慣習の違い等があると考えられているところ、放射線災害の場合は、災害予告ができない、被害の範囲の把握が困難、将来出現するかもしれない放射線影響というストレス要因が加わるとされている。特に放射線被ばくによるストレスについては、放射線が目に見えないため放射線に被ばくした可能性があるのか、被ばくした場合どのぐらい被ばくしたのか感覚的に分からない、また低線量被ばくの健康影響について専門家の意見が分かれ、その健康影響が長期間経過しないとあるかないかが分からない等の点から未知性因子が高く、不安が長期化する結果、直感的な認知としてはリスクが高いと認知されやすくなるとの指摘があり、避難等によって意図的な回避が条件が整えば可能となることがかえって懊悩をもたらす、放射線に関する信頼できる情報や正確な情報を的確に入手できないことによって不安が高じることがある、社会からの汚染や被ばくを受けた住民に対するいわれなき烙印（スティグマ）や偏見（ステレオタイプ）がメンタルヘルスをより悪化させる等の指摘もある。IAEAやWHOによるとりまとめでは、チェルノブイリ原発事故において、放射線による直接の健康影響よりも心理的影響のほうが影響が大きかったとされている。（甲ニ共18～21、丙二共1、29（131～147頁））

2 本件事故によるストレスの分析等

f1大学f1m研究所等は、本件震災及び本件事故後の避難者に対する大規模アンケート調査を平成24年以降行っており、そこでは心的外傷性ストレス症状（PTSD症状）を測定するための自記式質問紙である改訂出来事インパクト尺度（IES-R）を用いたアンケートも実施されている。IES-Rにおいて合計得点が25点以上とされた場合、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断される可能性があるレベルとされている（ただしIES-Rの点数は、臨床によるPTSD診断に代わるものではなく、これのみでPTSDの診断を下すことはできないとされている。）。平成27年1月から3月にかけて行われた同アンケート調査では、福島県、宮城県、岩手県の協力した各自治体が把握している各自治体からの本件事故及び本件震災による避難者に対してアンケートが配布され、全体では20.3%、福島県では約17%の回収率となった。その結果、福島県からの避難者については、IES-Rの平均点が23.44点、25点以上が41.0%となり、上記三県全体ではIES-R25点以上となった割合は39.6%となった。上記アンケート調査を行ったf1大学f1m研究所の所長であり、医療人類学（文化人類学等の人文社会科学的なアプローチと心身医学という自然科学的なアプローチを融合させて、病氣・健康・社会医療や福祉の問題を幅広く研究する研究分野）を専攻するfnは、福島県からの避難者のIES-Rの平均値及び25点以上の割合の大きさが、過去の阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震等の調査結果に比して高いことから、本件事故による被災者が受けた精神的ストレスが高いと分析し、また平成27年の結果でなお得点が高いことから、PTSD症状が遷延化していると分析している。fnは、またIES-Rの得点に影響を与える因子を統計的に分析し、避難先での嫌な経験、相談者がいないこと、家族関係の困難、不動産の心配、生活費の心配、原発事故のトラウマ、地元（ふるさと）の喪失という7点がIES-Rの得点というストレス度に大きな影響を与えていると分析している。さらにfnは、福島県からの避難者から回収さ

れたアンケートのうち、d b市及びb 1市の住民で同市内の仮設住宅で避難生活を送る者を本件震災等の本件事故以外の理由による避難者ととらえて、これ以外の者を本件事故による避難者とし、b 1市・b m市・b k市からの避難者を「自主避難者」と定義し、上記本件事故による避難者から当該「自主避難者」を除外した者を「強制避難者」と定義して分析しているところ、IES-Rの得点の平均値は、帰還困難・居住制限区域からの避難者につき25.9点、避難指示解除準備区域からの避難者につき22.9点、本件事故当時には避難指示等が出ていたが現在は既に指示等が解除されており帰還可能な区域からの避難者につき19.8点、「自主避難者」につき24.9点、本件事故以外の理由による避難者につき21.1点であった（それぞれの差につき統計的に有意な差である場合と統計的には有意な差ではない場合とがある。）。そのうえで上記同様、「自主避難者」のIES-R得点に影響を与える因子を統計的に分析しており、避難先での嫌な経験、相談者がいないこと、家族関係の困難、生活費の心配、地元（ふるさと）の喪失という上記と同様の7点が大きな影響を与えていると分析している。（甲二共13、24、72、74、76～81、甲二共85の1・2、87、88、乙二共168の1・2、証人f n）

二 判断

原告らの各主張する損害と本件事故との相当因果関係及び慰謝料を含む各損害とその額の算定は、最終的には後記第三の原告らの個別事情を踏まえて判断することが必要となる。しかしながら、当事者らの主張内容及び各種知見や本件事故後の客観的経緯など前記一で認定した事実は、その多くが各原告に共通して問題になると考えられることに鑑みると、相当因果関係及び損害並びにその前提として被侵害利益に関する総論的な当裁判所の考え方を示すことが相当と考えられる。よって、以下、被侵害利益、相当因果関係及び損害に分けて、前記前提事実及び前記一で認定した事実を前提に、それぞれの考え方を示すこととする。

なお、原告らには、緊急時避難準備区域（原告8）に居住していた者と避難指示等区域外に居住していた者（原告8を除く亡原告9-7を含む原告ら。以下「本件区域外原告ら」という。）がいるところ、ここでは、本件区域外原告らについて述べ、原告8は後の個別認定において、認定判断することとする。

第1 被侵害利益について

1 判断の枠組み

本件区域外原告らは、本件原発から約30～約70kmの位置である避難指示等区域外に居住していた者であるが、本件事故時住所付近から平成23年3月21日までに避難を開始し、その後、本人又は家族が避難を継続したことによって、日常生活、社会生活が大きく変わった、本件事故時住所付近から避難開始を決断したのは、〈1〉深刻な汚染状況にある住所地に住み続けることによって低線量被ばくの健康影響等がある、〈2〉住所地における正確な放射線量把握には困難が伴う、〈3〉本件事故が未収束であって政府の情報開示に問題がある、〈4〉チェルノブイリ原発事故等の関係や本件事故当時の米政府の判断や原子力委員会委員長の判断を根拠にしたものであって、これらの事情から避難開始及び避難継続が合理的であると主張しているところ、その趣旨は、まず避難開始について、〈ア〉避難開始時点に、本件事故時住所付近が放射性物質に汚染されていて、そこに継続居住していれば、自ら又は家族等の生命及び身体、すなわち、健康に対する被害の危険があると判断したこと、及び、〈イ〉避難開始時点以降に、本件事故が進展し、放射性物質による汚染が拡大して、本件事故時住所付近にいる、自ら又は家族等の生命及び身体、すなわち、健康に対する被害の危険があると判断したことによると主張しているものと解される。個別的な事実及びそれを踏まえて、どの範囲でどの程度の損害が認められるかは、本件区域外原告らごとに後記第三で検討することとして、ここでは、一般的に、本件区域外原告らが、主張するおりの本件事故時住所地からその主張するおりの判断で避難を開始したとき、その判断が合理的か否か、すなわち法的に相当であるか否か、法的に相当であるときに、本件区域外原告らについて侵害された利益がどのようなものかを検討する。

まず、本件区域外原告らの避難開始時点の上記判断が法的に相当であるかを検討するためには、〈ア〉については避難開始当時（最も遅い本件区域外原告については平成23年3月21日）の、本件区域外原告らの本件事故時住所地における客観的な放射性物質による汚染の程度、その汚染が客観的に健康を侵害する可能性の有無及び程度、〈イ〉については当時の客観的な本件事故の拡大の危険の有無及び程度が問題となるばかりでなく、それぞれについて「合理的な一般人にとって、当時知っていた又は知り得た情報を前提として、上記〈ア〉の点（避難開始時点での放射性物質による健康被害の危険）及び上記〈イ〉の点（避難開始時点から見て将来的な放射性物質汚染の拡大による健康被害の危険）を理由に避難を開始すると判断することが合理的か」を検討されるべきものである。

この判断の前提として、低線量被ばくの健康への危険性がどのようなものかが重要となるので、まず、この点を検討する。

2 低線量被ばくによる健康影響について

(1) LNTモデルについて

前記認定事実第1の2及び第2の6記載の事実、特に、ICRP2007年勧告は、「放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重み」はLNTモデルが「科学的にもっともらしい」とする見解を支持すると判断し、科学的にも説得力がある要素であるとしており、全米科学アカデミーの電離放射線の生物影響に関する委員会やUNSCEARもLNTモデルを支持しており、ECRRはLNTモデルより低線量被ばくの健康影響は重大であるとのモデルを示しているが、いずれにせよ低線量被ばくの健康影響にしきい値はないとのモデルを支持している点ではICRPとも一致していること、もっとも、LNTモデルに対しては内外の専門家の間で、科学的に証明されているとする見解とされていないとする見解があること、ICRP2007年勧告は、LNTモデルを「明確に実証する生物学的/疫学的知見がすぐには得られそうにない」ともしており、低線量被ばくの健康影響についてその他のモデルも存在し、それ以下では健康影響が生じないというしきい値の存在を支持するモデル（しきい値ありモデル）が存在することを総合すると、約100mSv未満の線量でも、線量が増加すると、それに直接比例して放射線に起因するがん又は遺伝性影響の発生確率は増加すると考えるLNTモデルが、科学的に証明された事実であるとまで認めることはできないものの、〈1〉LNTモデルは科学的に有力な見解であり、100mSv以下の低線量被ばくにおいてもLNTモデルに従った確率での低いがん死リスクの増大につながる可能性があつて、〈2〉国際的には、放射線防護の観点から、LNTモデルに従った運用が多く採用されていると認められ、かつ、〈3〉一般通常人としては、LNTモデルが科学的に真実であると考えられることは合理的であると認められる（以下、〈1〉から〈3〉までの認定を「本件LNTモデル認定」という。）。)

なお、原告らは非がん性疾患（循環器疾患や心疾患）についても直線的な線量反応関係があることが科学的な知見に裏打ちされたものである旨主張し、ECRRは公衆防護の目的からすればがん以外の疾患について放射線防護体系に取り入れるべき

ことを勧告し、ICRP 2007年勧告もそれに関し「観察の潜在的な重要性を認識している」とし、fdもがん以外にも種々の疾患を引き起こすことが知られるようになってきているとの見解を有していることが認められるが（前記認定事実第1の2（3）イ（エ）、第2の6）、他方でECRRもがん以外の疾患が「疫学的に検出不可能」であることは前提としており、ICRP 2007年勧告は「入手できるデータでは約100mSvを下回る放射線量による損害の推定には非がん疾患は考慮されていない」と判断しており、fgはそもそもがん以外の疾患については人体への影響を厳密に議論できる状況になく、現段階では0.5Gyより低いところではその増加が有意ではないというのがコンセンサスであるとの見解を有していること（前記認定事実第1の2（3）イ（エ）、第2の6）からすると、非がん疾患についての直線的な線量反応関係が科学的に裏打ちされていると認めるには足りず、その見解は、がん死におけるLNTモデルほど科学的に信頼されていて、一般的に採用されているとまではいえない。他方で、低線量被ばくが非がん疾患に影響がないとの科学的な立証もされていない。

（2）LNTモデル等を前提とした場合の低線量被ばくの健康リスクについて

ICRP 2007年勧告の過剰のがん死亡リスク及びLNTモデルを前提にすれば、例えば、年間20mSvの被ばくで個人のがん死亡リスクが0.11%（1万人に11人）、5mSvの被ばくで0.0275%（100万人に275人）、1mSvで0.0055%（100万人に55人）の各増加となる（前記認定事実第1の2（3）イ（ウ））。他方、他疾病のリスクの有無及び程度を特定して認定することはできないものの、科学的に否定することもできない。

3 避難開始の合理性

本件LNTモデル認定に加え、客観的には、本件原発において本件事故が起き、放射性物質が漏えいし、平成23年3月21日までの避難開始時点まで、本件事故は進展を続けていて、それらの経過は新聞等の報道等によって時々刻々情報提供されていたこと（前記認定事実第2の1（6）、3（1））、同日までの本件事故の状況は同月25日に政府内で不測の事態に至るおそれがないとはいえないとされ、最悪の場合、強制移転を求めるべき地域が170km以上にも生じる可能性があるとの指摘されるほどに深刻であったこと（前記認定事実第2の3（1）ウ）、放射性物質の被ばくを防ぐため、同月11日から本件原発についての避難指示等が出され、その地域が同月15日まで4日のうちに3度拡大され、その経緯は新聞等の報道等によって時々刻々情報提供されていたこと（前記認定事実第2の1、前記認定事実第2の1（6）、2（1）ア）、当時は、避難指示等区域外においても空間線量が客観的には年間換算で100mSvを超えることとなる値が観測されるなどの比較的高い場所もあり、その一部は新聞等の報道等によって情報提供されていたこと（前記認定事実第2の1（2）、（3））

（6））、新聞等においては合わせて、「健康に影響がない」又は「直ちに健康に影響がない」などの報道・公表もされたものの、なぜそのように判断されるかの具体的説明はされておらず、他方、新聞には放射性物質による汚染に対処する方法や有識者の本件事故の拡大の懸念なども記載されていたこと（前記認定事実第2の1（6）、4（2）ア）、その時点での本件区域外原告らの本件事故時住所地自体の客観的な空間線量等の汚染の程度は本件全証拠によっても不明であり、当然、当時、本件区域外原告らがその汚染の程度を知る術はなく、本件区域外原告らにおいて積極的に健康への侵害の危険がないと合理的に判断することはそもそも不可能であったこと、当時、放射性物質による汚染がどの程度であればどの程度健康への侵害の危険があることなどが一般的な知識であったとはうかがわれず、一般的には放射性物質による汚染は抽象的に健康を侵害するものという程度の知識しかなかったと解されること、当時、諸外国政府は、我が国に在住していた該国国民に対し、本件区域外原告らの本件事故時住所地と比較しても本件原発から遠い区域まで避難を命じる、又は、勧めていて、特に、我が国政府から直接情報を得て、自らが本件原発付近の空間線量の測定をしていた米国政府が本件原発から80km圏内という本件区域外原告らの本件事故時住所地を含む区域について米国民に避難勧告をして、米国が被告らの情報開示に不信感を抱いているとの新聞報道がなされていたこと（前記認定事実第2の2（2））を総合的に考慮すると、本件区域外原告らがその時点での放射性物質の汚染や本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険が一定程度あると判断した上で、その判断を踏まえ、避難開始による得失と避難しないことによる得失の両者を勘案し、避難開始をするとした判断は、本件区域外原告らの本件事故時住所地における居住地の選択についての判断として、合理的なものである。

この点、被告東電は、本件事故直後の時期からの政府等の情報提供等によって、放射線の健康影響に関する科学的知見を知ることが十分に可能であった旨主張する。確かに、本件事故当初に政府等によって本件事故後の状況における放射線の健康影響について情報提供等がなされていたこと及びその状況は前記認定事実第2の4（2）ア記載のとおりである。もっとも、その内容は、上記箇所認定のとおり、「直ちに人体に影響がない」とか「健康への影響がない、及ばさない又は出ない」という旨であったと認められるところ、特に「直ちに」という文言からすれば、情報を受け取る者が将来的な影響があると考えることも十分想定でき、また本件LNTモデル認定、特に100mSv以下の低線量被ばくは高い確率ではないものががん死亡リスクの増大につながり得るものであることも加味すると、上記本件事故当初の情報提供等が必ずしも放射性物質による汚染を原因とする健康への侵害への危険が十分低いものと判断できるものとはなっておらず、この点をもって上記合理性を減殺する事情とは認め難い。

4 被侵害利益

上記の場合に、本件区域外原告らのどのような権利・利益が侵害されたと解すべきかを検討する。ここで、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有する（憲法22条1項）ことから、自己の生活の本拠を自由な意思によって決定する権利（以下「居住地決定権」という。）を有し、その権利は法的保護に値するものである。そして、本件区域外原告らにおいては、本件事故がなければ、自由な意思によって、主体的に判断した上で、自己の生活の本拠を選択し、平穩に、従前の居住地における居住を継続し、そこで得ることができた各種の利益を享受することが可能であったのに、本件事故があったことによつて、放射性物質による汚染及び本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険を甘受した上で従来の居住地での居住を継続し、従前の各種の利益を受けつつその生活を継続するか、そこで居住することによって得ることができていた各種の利益をあきらめ、その危険を回避するため避難をするかの選択を迫られることとなったところ、そのような地位に立たされることになること自体が、本件区域外原告らの居住地決定権に対する制約であると解される。そして、これらの制約は、本件区域外原告らの意図・行動とは何ら無関係に強制されたものであり、また本件事故という万が一にも起きてはならなかった事態から生じたものであるから対立する法益も想定し難い。そうすると、本件事故による上記の制約は、居住地決定権の侵害（以下「本件居住地決定権侵害」という。）と評価すべきものである。

ここで、本件区域外原告らは、被侵害利益として包括的生活利益としての平穩生活権、すなわち「原告らが居住していた地域において平穩で安全な日常的社会生活を送ることができる生活利益そのもの」である旨を主張する。本件区域外原告らは避難の開始後も、避難先への継続滞在又はそれ以外の地域への移動等の避難を継続するか、又は本件事故時住所地へ帰還するか

の選択を引き続き強制されるという不安定な地位に立たされ、本件区域外原告らが避難を継続した場合、従前の居住地を中心とする人間関係や社会関係を含む生活基盤から切り離されることになるところ、このような生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提であるから、本件区域外原告らの避難開始後の上記のような状態は多大な精神的苦痛をもたらすものであるといえ、原告らが主張する包括的生活利益としての平穩生活権を脅かすものである。そして、このことは、本件区域外原告らの避難開始時の本件居住地決定権侵害の結果として生じる結果であり、独立の法益侵害ととらえるのではなく、本件居住地決定権侵害の結果としての重大性を示すものとしてとらえることが相当である。このようにとらえると、たとえ、一旦避難した後、比較的早期に帰還した本件区域外原告らであっても、避難を継続した本件区域外原告らと同様に、本件居住地決定権侵害を受けたものといえ、慰謝料が認められるべきと判断するのが相当である。さらに、本件区域外原告らの中には、後記第三記載のとおり本件事故前とともに居住生活していた家族の一部が帰還する等して家族別離が生じている者がいるところ、当該事態は家庭生活の平穩という上記生活利益の中でも重要な法的利益が侵害される事態を導くところ、当該事態も、同様に、本件居住地決定権侵害の結果として生じるものといえるものであり、家族別離が生じたことは、本件居住地決定権侵害の結果の重大性を示すものとして、損害の評価において考慮されるべきである。また本件区域外原告らは、「放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利」も包括的生活利益としての平穩生活権として保護されるべきと主張するところ、確かに、本件LNTモデル認定からすると、具体的に健康への侵害があるとの立証がないとしても、健康への侵害の危険性がある以上、人為的な事故による放射能汚染のある環境下で生活することによって、少なくとも健康被害の危険があると判断して、一定のストレスが生じることは不合理とはいえないことに鑑みると、一般的に、いかに低線量であっても、人為的な事故による放射性物質による汚染に一切さらされない権利・利益があるとの考え方もあり得る。しかし、我が国における自然放射線からの年間実効線量が平均 2.1 mSv と推定されており、世界平均では 2.4 mSv とされていること（前記前提事実第五第2の2）に前記2（1）、（2）で認定した低線量被ばくによる健康への影響の具体的な内容及び程度並びに前記認定事実第2の1記載の事実等から推認できる本件区域外原告らの本件事故時住所地の放射性物質による汚染の程度に鑑みると、本件区域外原告らについては、そのような人為的な事故による放射性物質による汚染に関する事情及びそれに伴う健康被害の危険性に対するストレスも独立した権利・利益侵害ととらえるのではなく、上記の本件居住地決定権侵害の評価において考慮することが相当である。

他方、被告らは、概ね、原告らの本件事故時住所地における空間線量が本件事故後年間 20 mSv をはるかに下回り、 1 mSv を下回る時点や場所も少なくないことからして、本件事故による放射性物質の汚染によって原告らの生命、財産及び身体に具体的な危険が生じていない、具体的な危険が生じていない以上、原告らの放射性物質の汚染に対する主観的な恐怖による避難は、本来は、損害賠償の対象とならないと主張する。確かに、具体的な根拠のない、合理性のない放射性物質の汚染に対する主観的な恐怖が損害賠償となり得ないことは被告らの主張のとおりである。しかし、これまでに認定、説示したような事情、繰り返しのなるが、重要なので再び表現を変え、まとめると、本件区域外原告らが避難を開始した頃に、本件事故による放射性物質の汚染が生じていること、その程度も本件事故直後の本件区域外原告らが避難を開始した頃、本件区域外原告ら本件事故時住所地付近において必ずしも被告らが主張する年間 20 mSv を下回る程度であったかは現段階においても判然とせず、時点・場所によっては、一時的には年間 100 mSv にも相当するような単位時間当たりの空間線量率があり、避難指示等区域も段階的に拡大されていたこと、本件LNTモデル認定のとおり、LNTモデルは科学的な立証まではされていないものの、科学的に有力で、一般通常人が真実であると判断することは合理的であることに、その時点で被告らにおいて放射性物質による汚染状況の的確な把握、その状況の原告らを含む近隣住民への適正な情報提供及び放射性物質による汚染による健康への被害の危険の程度の適切な情報提供はなかったこと、加えて、当時、本件事故は日々進展して、被告らの管理が及ぶ状況ではなく、その評価については、我が国政府内にも最悪のシナリオであれば 170 km 圏内まで被害が及ぶとの試算があったこと、我が国政府と遜色のない程度に本件事故の情報に精通していたと解される米国によってさえ、本件原発から 80 km 圏内の米国民へ避難勧告をしたことに鑑みると、本件区域外原告らは根拠のない主観的な放射性物質の汚染への恐怖に基づいて避難開始をしたものではなく、具体的な根拠に基づき、合理的に放射性物質の汚染による健康への侵害の可能性があること判断し避難を開始したものと解され、そのような場合において、危険を回避するために避難するかの選択を迫られる地位に立たされたことは、本件居住地決定権侵害に該当し、損害賠償の対象となると解すべきである。したがって、この点の被告らの主張は、採用しない。

第2 相当因果関係について

1 判断の枠組み

本件区域外原告らの各主張する損害と本件事故との相当因果関係は、各本件区域外原告らの個別事情をもとに判断すべきものであるから、後記第三で本件区域外原告らごとに判断することとするが、本件において本件区域外原告らの主張する損害は、本件区域外原告ら又はその家族（以下「本件区域外原告ら等」という。）の避難行為によって生じた損害と主張されるものが多いため、これらの損害と本件事故との相当因果関係を判断する前提として、避難開始と避難継続とに分けられる本件区域外原告ら等の避難行為と本件事故との相当因果関係を検討する。本件においては、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地はすべて避難指示等区域外かつ中間指針で示された「自主的避難等対象区域」内に存し、最も遠い住所地で本件原発から約 70 km の位置にあり、本件区域外原告ら等の避難行為の法的な相当性が問題となること、この点に関する原告らの主張、その判断は当該避難行為の合理性で判断すべきこと及び本件区域外原告ら等の避難開始が合理性を有することは前記第1で述べたとおりであるから、以下、避難継続の合理性について、共通する考え方を述べる。

そして、前記認定事実第2の1及び3記載の事実によると、時間の経過によって、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地付近の放射性物質による汚染の程度は徐々に低下し、本件事故の進展の危険性も徐々に低下しているものであるから、避難継続の合理性を判断する前提として、前記第1の2で検討した一般的な低線量被ばくの危険性のほか、本件区域外原告ら等が本件事故時住所地に居住を継続したときに想定される被ばくの程度及びそれらについて本件区域外原告ら等が接している情報の内容並びに本件事故の進展の危険性及びそれについて本件区域外原告ら等が接していた情報の内容について、原告らの主張にあわせ、放出された放射性物質からの評価と本件事故の進展による放射性物質汚染の拡大可能性についての評価とに分けて具体的に検討する。

2 原告らの避難継続の相当性を裏付ける事実について

(1) 放出された放射性物質からの評価

本件事故当初の時期において、放射性物質の総放出量を基準に判断された暫定INES評価がレベル7と判断されたのが平

成23年4月12日であったこと(前記認定事実第2の3(1)イ)、同月22日に至って、それまで屋内退避指示も含めた何らの避難指示等が正式にはなされていなかった本件原発から30km以遠も含まれる地域が、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvに達するおそれのある地域として計画的避難区域と指定され、さらにその後、特定の地点について年間20mSvを超えるおそれのある地点として特定避難勧奨地点が新たに指定されたこと(前記認定事実第2の2(1)イ)、本件事故後の本件区域外原告ら等の本件事故時住所地における被ばく線量を推計する情報として下記のような様々な数値があり、それぞれの値にばらつきがある上、それぞれ推計値に過ぎないことからすれば、本件区域外原告ら等として、本件区域外原告ら等の本件事故時住所地に居住し続けた場合の自らの被ばく放射線量を知ることは、本件事故当初の時期においては不可能であったと認められる。そして、放射線の健康影響に関しては、前記認定事実第1の2及び第2の4、6並びに前記第1の2で認定、検討したとおり、100mSv以下の低線量被ばくも高くない確率ではあるががん死リスクの増大につながり得るものであり、そのようにがん死リスクが増大すると考えるLNTモデルが有力な見解であり、一般通常人が科学的に真実であると考えることが合理的であると認められるものであること、被ばくによるがん以外の疾病のリスクも科学的に否定はできないこと、放射線による危険性は、最悪の場合、死亡という生命に対する不可逆的被害をもたらすものであって、複雑かつ専門的で、専門家の間でも議論があることが認められ、さらにその未知性因子の高さから直感的な認知としてはリスクが高いと認知されやすくなるとの指摘があること(前記認定事実第4の1)も認められる。さらに我が国は、唯一の原爆被爆国でありチェルノブイリ原発事故の存在から「放射線」や「放射能」に対する恐怖感が広く人口に膾炙していることは公知の事実といえる。以上からすると、少なくとも本件事故発生から一定の期間経過後までは、本件原発周辺地域である本件区域外原告ら等の本件事故時住所地において、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の可能性が相当程度であると判断することは合理的である。

他方で上記のような危険性があるとしても、程度によっては、回避行動が常に法的な相当性を有すると解することはできず、客観的な危険性の内容や程度を勘案して、当該回避行動が損害賠償の対象となるほどの相当性を有するものかを判断すべきである。そこで、本件事故後の本件区域外原告ら等の本件事故時住所地における放射性物質による客観的な健康に対する危険性を検討するに、本件事故後の本件区域外原告ら等の本件事故時住所地における被ばく線量を推計する情報として認められるものは、UNSCEAR2013年報告書(前記認定事実第2の4(1)エ)、県民健康調査の基本調査(前記認定事実第2の7(1))、県民健康調査におけるホールボディカウンター検査(前記認定事実第2の7(3)ア)、bk市及びbm市の実施した個人線量当量の計測(前記認定事実第2の7(4))、福島県が公表しているb1市、bm市、bn市及びbk市の空間線量率(前記認定事実第2の1(4))が挙げられるところ、このうち、本件事故後の本件区域外原告ら等の本件事故時住所地における空間線量率は、平成23年4月から同年12月までにおいて、b1市では0.10~1.05 μ Sv/h、bm市では0.10~2.12 μ Sv/h、bk市では0.33~2.31 μ Sv/hであって、外部被ばく内部被ばく双方を含めて、年間1mSvを算出する方法(前記前提事実第3及び前記認定事実第1の1参照)で年間換算したとき、1mSvを下回る数値から10mSv前後に相当する値であり、特に、同年12月の段階においては0.10~1.2 μ Sv(年間1mSv未満~約5mSv)であって、その後も漸減し、平成24年12月においては多くの地点で0.23 μ Sv/h以下で、0.06~1.02 μ Sv(年間1mSv未満~約4mSv)であったと認められ、その後も漸減したと推認できる。そして、LNTモデルを前提にしたときの年間5mSvのがん死リスクは、0.0275%(100万人に275人)、年間1mSvのがん死リスクは0.0055%(100万人に55人)となり、他疾病のリスクは数値化することはできない。以上のことを考慮すると、原則として、平成23年12月まで、本件区域外原告らの本件事故時住所地において、本件事故において放出された放射性物質による健康被害の危険性を考慮し避難を継続することは合理的であると認められ、それを超えては合理的であるとまでは認めることができない。

以上に関連し、原告らは、土壌の汚染状況からの内部被ばくの危険性等を主張し、本件事故後の土壌の一般的な汚染状況及び原告らの本件事故時住所地付近の汚染状況は、前記認定事実第2の1(1)記載のとおりである。しかしながら、まず食品からの内部被ばくの危険性については、その抽象的な危険が存在するとしても、食品等における出荷制限等の措置が本件事故直後の平成23年3月17日から実施されており、厚生労働省が同年9月と11月に実施した福島県も含めた実際に流通している食品による放射性セシウムによる被ばく線量数値が年間換算0.002~0.02mSv程度であるとされたこと(前記認定事実第2の7(3)イ)からすれば、上記土壌汚染状況における食品からの内部被ばくの危険性として、抽象的な危険を超える具体的な特定した危険の程度を認定することはできない。また原告らは、ほこり等による内部被ばく、特に子供についての土壌からの内部被ばくについて主張するが、これららの行為が内部被ばくを導く程度について具体的に特定した危険の程度を認めるに足る証拠はない。さらに、原告らは放射性ヨウ素であるヨウ素131による内部被ばくについても主張するが、ヨウ素131の半減期が8日であること(前記前提事実第5第1)からするとヨウ素131を原因とする内部被ばくの危険は比較的早期に低下していると推認できること、上記食品等における出荷制限等についての暫定規制値には放射性ヨウ素も含まれていること(前記認定事実第2の7(3)イ)、県民健康調査における甲状腺がん発見の多さについても本件事故によるヨウ素131によるものかについて評価が分かれており(前記認定事実第2の7(2)イ及びウ)、上記のヨウ素131の半減期を考慮に入れると、本件事故から相当程度経過した後において、ヨウ素131による汚染状況が具体的にどの程度の危険に達していたかを特定して認定することは困難である。以上からすると、前記認定事実第2の1(1)記載の本件事故後の土壌の汚染状況等は、周辺居住者の放射線被ばくの量を高める可能性はあるものの、それがどの程度、周辺居住者の健康に対する危険を与えるものかを特定して認定することはできない。以上からすると、原告らの主張する土壌の汚染状況からの内部被ばくの危険性を考慮しても、前記判断は左右されるものではない。

(2) 本件事故の進展による放射性物質汚染の拡大可能性についての評価

本件事故直後、膨大な放射性物質が拡散し、広範かつ長期の避難指示をもたらした上、本件事故の状況が悪化し、それに併せ、避難指示範囲が随時拡大したこと(前記認定事実第2の1(1)ア及び2(1)ア(ア))、平成23年3月25日段階で、最悪シナリオの場合、現実の避難指示に比しても非常に広範な強制移転が生じる可能性があることと想定されていたこと(前記認定事実第2の3(1)ウ)、暫定INES評価が同年4月12日までに順次重大なものとなり、本件原発の炉心状況の説明が変遷し、同年3月26日や同年4月1日段階で、本件原発の安定停止に至る明確な見通しが立っていないと報道され、内閣総理大臣によって十分な安定化に至っていないと述べられたこと(前記認定事実第2の3(1))からすれば、被告東電が同年4月17日に本件事故収束に向けた道筋の策定を公表する(前記認定事実第2の3(2)ア)までの間、本件原発周辺地域である本件区域外原告ら等の本件事故時住所地において、本件事故が進展し、本件原発からさらなる放射性物質が大量に放

出され、その結果居住者の健康に被害をもたらす危険があると判断することは合理的であるばかりか、むしろ当然である。同日以降についても、同年12月16日の被告東電によるステップ2完了の確認（前記認定事実第2の3（2）ウ）までの間は、ステップ1、すなわち「放射線量が着実に減少傾向になっている」状態に至った後であっても、臨界の可能性が指摘され、新聞報道されるなどしていたものであるから（前記認定事実第2の3（2）イ）、本件原発周辺地域である本件区域外原告ら等の本件事故時住所において、本件事故が再び進展する危険があると判断することは合理的であるといえる。そうすると、本件事故の進展による放射性物質汚染の拡大及びそれによる健康被害の危険性の考慮は、本件区域外原告ら等の本件事故時住所においては、原則として、同日の被告東電によるステップ2完了の確認後相当期間が経過した同月31日までの間は、本件区域外原告ら等の本件事故時住所からの避難行為（継続）の合理性を基礎付ける事実となるというべきである。他方で、同日以降については、本件原発は「冷温停止状態」に達し、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことが確認され、その旨の報道がされたものであるから、同日時点で、客観的に本件原発は上記状態にあり、本件区域外原告ら等の本件事故時住所に、その居住者の健康に対して客観的又は具体的な危険を生じさせるほどの放射性物質を拡散させるおそれは低くなったものであって、そのことを本件区域外原告らは知り得たと認められるものであって、本件事故の進展による健康被害の危険性の考慮は、原則として、本件区域外原告ら等の本件事故時住所からの避難継続の合理性を基礎付ける事実ということは困難であるといわざるを得ない。

3 小括

以上のとおり、本件事故によって放出された放射性物質によっても、本件事故の進展に伴う放射性物質汚染拡大可能性による健康被害の危険性の考慮によっても、原則として、平成23年12月までは本件区域外原告ら等の避難継続の合理性が基礎付けられるというべきであるが、平成24年1月以降については、これを基礎付けるものということとは困難といわざるを得ない。

ただし、18歳未満の子供及び妊婦については、前記認定事実第1の2（3）イ（ウ）記載のとおり、少なくとも100m Sv以上の被ばくに際しての発がんについて放射性物質に対する感受性が高いとされているので、合理的な一般人において、低線量被ばくにおいても同様と判断することは合理的であるから、同日以降であっても、相当な期間の避難は合理的と解すべきである。そこで、相当な期間であるが、本件事故から原則として相当と認める期間が約8か月であるから、同程度の期間である8か月と解することが相当である。そして、18歳未満の子供又は妊婦が家族にいるとき、家族は本来同居し、助け合うことが原則であるから、その家族とともに避難等した者についても同様と解される。

以上を前提に、個々の本件区域外原告ら等の避難行為と本件事故との相当因果関係については、後記第三で本件区域外原告らごとに判断する。

第3 損害について

1 抽象的損害計算の主張について

原告らは、各原告の避難時における移動費、宿泊費、生活費増加分、家族等の面会及び一時帰宅のための移動費等を、原則として、被告東電が公表する基準又は統計に基づき算定した額を請求しているが、これらに基づいた算定が、個別の原告らの増加支出額に合致するとともに、すべての原告における増加支出額を超えない最低限のものであるとも認めるに足りる証拠はなく、原告らの主張を採用することはできない。

もっとも、前記第2の考え方にに基づき、個別の原告らの避難の相当性が認められた場合、避難に伴う移動費、家族別離のときの家族等の面会のほか、一時帰宅のための費用のうち、相当なものについては、本件事故による損害と認められるから、その額について個別の原告らごとに証拠等に基づき認定できるときは、それによることとするが、具体的な主張、立証に乏しく、個別認定ができないものについては、それを負担した者がその負担を余儀なくされた点を慰謝料の増額費用として考慮することとする。

また、個別の原告らの避難の相当性が認められた場合、新たな環境で生活をするものであるから、通常的生活費等の負担が一定程度増加せざるを得ないことは容易に推認できるところであり、そのような増加額は本件事故と相当因果関係があるというべきであるものの、現実には負担が増えるものもあり、減るものもあるから増額したものをそのまま生活費増加分と考えることは困難であること、現実には増えた場合においても、それから得た新たなサービスや物品については、個別の原告らの新たな利益となるものもあることも総合すると、特定した額を損害と認定することは困難であって、本件事故による避難によって、一定の生活費増加分の負担を余儀なくされたことを、慰謝料の増額事由とする限度で斟酌することが相当である。そこで、その額であるが、各人について1月1万円程度と解することが相当である。

2 原告らが個別に主張する積極損害及び逸失利益について

原告らの中には、前記1のほか原告ごとの個別具体的な損害を請求する者がいるところ、これらについては、原告ごとの個別事情を斟酌して検討すべき問題であるから、後記第三でそれぞれ検討する。

また、原告8の居住用不動産についての請求も、個別具体的な請求に係るものであるから、後記第三で検討することとする。

なお、個別具体的な損害の中で、家具家財道具等の形で主張されているものには、避難当初において必要な臨時的なものほか、日々の生活における生活費的なものに分けられるところ、後者については、前記1記載の生活費増加分において考慮されるべきである。前者については、個別の原告らの避難の相当性が認められた場合、その避難が急であったこと、避難前の住所から後に送るなどするにも費用がかさむこと、家族別離がある場合には複数必要な場合があることから、一定の家具家財購入費は、本件事故と相当因果関係があると解されるものの、後記で認定するとおり、個々の家具家財の購入が、本件事故と相当因果関係のある購入であることの具体的な立証までではないことからすると、本件事故による避難によって、一定の家具家財の購入を余儀なくされたことを慰謝料の増額事由とする限度で考慮することが相当である。そこで、その額であるが、単身世帯については5万円程度、それ以外の世帯については10万円程度と解することが相当である。後者については、前記1記載の生活費増加分において斟酌することが相当である。

3 慰謝料について

原告らは、本件区域外原告らについて、本件事故による精神的苦痛に対する賠償額（慰謝料額）は、一人当たり3000万円を下らないと主張するが、その被侵害利益を前記第1の4のように共通にとらえるとしても、最終的な慰謝料額は本件区域外原告らに生じた具体的な事情を考慮して定めるべきものであり、このような具体的な事情を検討することなく、本件区域外原告ら一人当たり3000万円を下らないと評価することはできない。他方で、被告東電は、中間指針等を踏まえた被告東電が

公表する「自主的避難等対象者」に対する精神的損害等の賠償額は相当かつ合理的であるから、同額を超える本件区域外原告らの慰謝料請求には理由がなく、また被告国は、本件区域外原告らの精神的損害は4万円を上回らないと主張する。しかしながら、この点についても、本件区域外原告らの具体的な事情を考慮することなく、被告ら主張のような評価をすることはできない。なお、中間指針等については後記第4記載のとおりである。

ここで、慰謝料額を算出するには、本件区域外原告らの被侵害利益の性質が前記第1の4記載のとおりであること、各原告の避難を余儀なくされた期間、本件事故によって避難を余儀なくされた経緯、避難によって被った不利益等、前記1、2において慰謝料の増額事由と解すべきものと指摘した点のほか一切の事情を考慮すべきところ、その算出に当たっては、人身損害の慰謝料の算定において裁判実務で一般的に用いられていることの多い「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」（平成23年）財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部著等で定められた入通院慰謝料額等の一般的に裁判実務等で認められている慰謝料額を参考とすることが相当である（当庁平成30年2月7日言渡判決平成26年（ワ）第33633号参照）。

第4 中間指針等について

当事者らは、中間指針等の内容の合理性、策定経緯及び中間指針等を踏まえた被告東電が策定した賠償基準の内容の合理性等について主張するが、被告東電が策定した賠償基準は当然ながら、中間指針等も「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条）に過ぎないことから、いずれもその内容が裁判所を拘束するものではない。よって、当裁判所は、中間指針等の内容を離れて、本件各原告らの請求内容の可否を判断できるし、また判断すべきものである。したがって、中間指針等の内容の合理性や策定経緯及び被告東電が策定した賠償基準の内容の合理性等は、本件において判断の必要がないから判断せず、中間指針等を踏まえた被告東電の賠償基準に基づく被告東電の支払った賠償額について、弁済の抗弁が成立するか、及びそれによって、当裁判所が認定・算定した損害が填補されているかという一般的な弁済の抗弁に対する判断を行うこととする。

第三 相当因果関係及び損害各論

本章において、「平成23年」及び「平成23年3月」についてはその表記を原則として省略することとし、単に月日のみを記載した場合は、平成23年のことを、単に日付のみを記載した場合は、平成23年3月のことを表す。

また、東京都23区については「東京都」の表記を省略し、福島県内の地名については、「福島県」の表記を省略する。

一 世帯番号1の原告ら（原告1-1～4）について

第1 認定事実

証拠（甲ニ共82、甲ニ1の1～45、原告1-1、原告1-2）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ1の1・2、原告1-1・2及び弁論の全趣旨から認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告1-1（本件事故時42歳）及び原告1-2（本件事故時40歳）は、平成8年11月に結婚し、後記する原告1-1の仕事の関係で平成10年にb1市に移り住み、間もなく世帯番号1の原告ら主張の本件事故時住所にマイホームを購入し、平成14年に長男である原告1-3（本件事故時8歳）を、平成19年に二男である原告1-4（本件事故時3歳）をもうけた。

(2) 世帯番号1の原告らは、本件事故前、近隣の住民や知人からお裾分けされる食材、原告1-1が水耕栽培で収穫した野菜、休日に家族で採取したキノコ類、山菜、貝類等を用いて食事することが多々あった。

(3) 原告1-1は大学時代、植物等の突然変異の研究を行っていたところ、実験の際に放射線を発するリン由来の物質を使用することがあり、その際は、放射線取扱主任者の監督のもとで行われ、実験後にボディチェックを受け、体に放射性物質が付着していることを知らせる警報が鳴るとそのまま汚染された部分を洗い流すことが義務付けられるなど厳格な管理を受けることを経験していた。このような経験は、原告1-1と同じ研究室で学んだ原告1-2も経験していた。

原告1-1は、b1市に移住した後、f○専門学校（以下「f○」という。）で働き、本件事故当時は自らの専門性を活かして物質工学の准教授として教鞭を執っていた。ここで、原告1-1は、学生とともに水耕栽培の研究を行っており、特に建物屋上で土を用いずに野菜を栽培する手法の研究を進め、将来的には東京の公共施設等の屋上や都市部の農地に設置した施設で水耕栽培を行うことで、b1市の農業の振興、東京の緑化といった効果を狙うプランを思い描いており、このプランが「b1ビジネスアイデア・プランコンテスト」で最優秀賞を受賞したこともあった。

2 避難開始の経緯

本件震災発生直後から、原告1-1は、本件原発及び第二原発の状況を心配していたところ、ラジオにより本件原発から3km圏内の住民に対して避難指示が出されたとのニュースを聞いた。原告1-1・2は、当該避難指示の直接の対象ではなかったものの、避難指示が拡大されれば渋滞の深刻化が予想されることやベントがされ放射性ヨウ素などが放出された場合の子たち（原告1-3・4）の健康被害への危惧などから、避難することを決め、世帯番号1の原告ら及び偶々来訪していた原告1-2の父は12日午前5時過ぎに、1台の車に持ち出せる食料と1日分の着替えを入れて避難を開始し、その後車で19時間かけて、fp市にある原告1-2の実家まで避難した。

3 避難後の経緯

(1) 世帯番号1の原告らの避難経路の概略

世帯番号1の原告らの避難経路の概略は、同原告ら主張のとおりである。

(2) 避難生活の状況等

ア(ア) 世帯番号1の原告らは、13日にfp市の原告1-2の実家に避難した後、即時に新住居を探し、15日に東京都fq市の賃貸アパートに移り住んだ。この際に、世帯番号1の原告らは生活用品一式を原告1-1の費用で買いそろえた。また、原告1-1は、避難開始後、自宅での食品の放射性物質含有量を調べられるよう105万円のベクレルモニターを、原告1-1の費用で購入した。

イ(イ) 避難開始後から原告1-1・2は、b1市の知人と連絡をとる、避難者向けの情報を入手する、離ればなれになった家族間で会話をするために携帯電話を頻繁に利用するようになり、通信料が増加した。また、前記のとおり本件事故前はお裾分けや原告1-1の水耕栽培、家族での山菜採り等で入手した食材を多々利用していたが、避難に伴い、それを購入せざるを得なくなり、また後記する原告1-1と原告1-2～4の家族別離に伴い食費や光熱費等が二世帯分発生する等して世帯全体にかかる生活費が増加した。

イ(ア) 原告1-1は、f oでの仕事のため、4月からb 1市の自宅で生活することが多くなり、同月はb 1市と東京の往復をしていたが、5月からはb 1市での生活が中心となった。その後も、金曜の深夜に東京へ出発し、月曜の早朝にb 1市に戻るといった生活スタイルとなった。後記する平成24年10月の退職による家族別離の解消まで、原告1-1はほぼ毎週東京とb 1市を車で往復していた。原告1-1は、この家族別離中に、心労等からやせていき、自ら窓ガラスを割ってしまうという行動に出るようなこともあった。

(イ) f oの職場においては、4月頭から放射線の危険性に関する意見の対立等の理由から学校再開の時期や再開後の対応について意見の対立が生じていたが、5月頃に学校が再開することになった。原告1-1は、学校再開後もf oのグラウンドの空間線量だけをもってしても高いと認識しており、職場において被ばく量を低減する方策を提案し続けた。しかしながら、それに対して、原告1-1は、同人の放射線被ばくに関する見解が誤りであるとの指摘を受け中傷されることもあり、よって職場において放射能について話し合うこと自体が許されない風潮があると感じていた。原告1-1は、家族に会いたい等の思い等の家族別離の苦しみ、本来は避難すべきほどb 1市が汚染されているとの認識を持ちながら自らがそこで生活し、かつ学生に教育を施しているとの矛盾等に苦しんでいたが、経済的な理由及び卒業研究を指導しているという立場上の責任感から家族のいる東京に避難することはできなかった。また前記のとおり本件事故前から原告1-1は水耕栽培の研究を行っていたが、上記のような汚染に対する認識から、当該研究を断念した。

原告1-1は、平成24年10月、家族別離の苦しみ等への肉体的・精神的限界及び同年3月に前記した原告1-1が卒業研究の指導をしていた学生が卒業した等の理由から、f oを辞職した。なお、f oでは、平成23年4月1日時点で定員を超える235人の入学者があり、平成24年の入学志願者数は平成23年度より増加した(乙ニ1-1・2)。

(ウ) 原告1-1は、上記退職後、f r住宅で原告1-2~4と暮らすようになり、家族別離は解消された。

原告1-1の収入(f oからの給与のほかその他の場所での講師を行ったことによる収入等を含む)は、平成20年で72万4千424円、平成22年で71万4千352円であった(甲ニ1の16~21)。f oを退職した後、原告1-1は、退職した月である平成24年10月からf s大学の非常勤講師をしており、平成28年9月からはf t大学の非常勤講師を務めている(甲ニ共82)。そのほか、亡くなった原告1-1の父から相続した賃貸用不動産の管理によっても生計を立てている。原告1-1は、東京における普段の生活においては、本件事故の被害等の問題を啓発するために様々な活動を行っている。

ウ(ア) 原告1-2~4は、避難開始後から、前記のとおり避難経路で避難していたところ、4月から5月頃に、原告1-3・4は原因不明の嘔吐や鼻血が生じた。また7月20日にf r住宅に移るまで両者の体重は増えず、またこの期間に原告1-2は体重が8kg減少した。また本件事故前は、f p市に居住している原告1-2の父がしばしばb 1市の自宅に滞在していたが、特に4月28日から7月20日までのg aホテルにおける避難時は、その交流が減少した。

g aホテルでの滞在期間中、衣類の数が少ないことから、2日に1度はコインランドリーを利用していた。

(イ) 原告1-3・4は父(原告1-1)との家族別離の結果、父と生活できないことを寂しく思い、週末が終わり、父がb 1に帰宅する際には、姿が見えなくなった途端に布団の中で泣くことがあった。また原告1-3は、避難した直後に通っていた小学校において「放射能が来た」等といわれるいじめを受けたことがあり、このため転校をした。

原告1-3は、平成24年12月以降、10回以上カウンセリングを受けた(甲ニ1の3・11・12)。なお原告1-3は、本件事故前からアスペルガー症候群やADHDとうかがわれる言動が存在した。

平成25年6月14日、原告1-3・4は甲状腺機能検査を受け、原告1-2がその費用合計1万2千480円を負担した。その結果はいずれも「機能正常」であった。(甲ニ1の13~15。なお、原告1-3の領収書はないものの、甲ニ1の15によれば原告1-4の上記費用として6千240円がかかったことが認められるから、原告1-3においても同額の費用が要したものと推認される。)

(3) 本件事故時住所地の状況等

世帯番号1の原告らのb 1市の自宅は、原告1-1が平成24年10月に東京へ引っ越した後、誰も居住していない状況となっている。当該自宅には思い出があり、また思い出の残る動産が存在していることから、これを売却するという決断を少なくとも現在ではできない。

平成28年7月、原告1-1は、b 1市の自宅の敷地内又は隣接した屋外において、外観上放射性物質が多く存在しそうな場所を任意に選択して土塊を採取し、土壌中の放射性セシウム134及び同137の濃度を測定した上、原告1-1が採用する方法でそれを1m²当たりの面密度に換算したところ、その値は41000から240000Bq/m²となった(甲ニ共82。もっとも、甲ニ共131によっても、その換算方法が一般的で、合理性をもって行うことは足りず、他に、その点を裏付けるに足りる証拠の提出はないから、現在の証拠状態においては、この面密度が正しいものと積極的に認定することまではできない。このことは、同様の方法で換算された他の地点においても同様である(甲ニ共82、102~109、甲ニ3の7参照)。いずれにしても、面密度の点については、前記第二の二第2における一般的に相当な避難継続期間を判断するに際し、考慮の対象としているので、以下の各論において、特に、認定・判断しないこととする。)

4 原告1-1・2の心情等

(1) 原告1-1は家族別離中に子たち(原告1-3・4)が寂しく思っていたことや成長していく子たちを見守れなかったことを考えると悔しく切ない気持ちを感じ、他方でb 1市にホットスポットが存在すること、低線量被ばくのリスクが指摘される中で子たちに将来何の健康上のリスクもないとの保証は存在しない等の理由から子たちを帰すことは絶対にできないと考え、そこに虚しさを感じている。また本件事故後のb 1市で生活している際には、上記のような線量状況のb 1市で過ごすこと自体に大変な苦痛を感じた。また区域外避難者であることから、被告東電から多額の賠償金を受け取っていないが、避難者であることから多額の賠償金を受け取っているとの思い込みを持たれたり、避難しているということに対して非難を受けたりすることがあり、このことにも苦痛を感じている。さらにb 1の自然が放射能汚染を受けたことのみならず、前記した本件事故前の水耕栽培に関する夢を諦めざるを得なかったことに対して、悔しさ、無力感を覚えている。

(2) 原告1-2も、本来は帰りたいという強い気持ちを持っているが、b 1市の清掃センター敷地内に放射性物質を含んだ飛灰を入れたフレコンバッグが存在していること(甲ニ1の2(別紙2))、NPO法人が平成27年12月に東京都、茨城県、b 1市やb k市で採取された掃除機のごみの放射性セシウム濃度を測定した結果、東京の結果が高くとも数百Bq/kgであったのに対し、b 1市では1000Bq/kgを超えるものが複数存在し、1つでは10000Bq/kgを超える測定がなされたこと(甲ニ1の44)等を大きな理由として、子たちを連れてb 1市に帰ることはできないと考え、葛藤を抱

えている。また前記した子たち(原告1-3・4)や夫(原告1-1)の様子、区域外避難者として避難を継続していることに対して非難されることがある等の区域外避難者に対する風当たり、上記のとおりb1市に帰りたいが帰ることができないと考えているにもかかわらず「自主的」避難者と呼称されること、避難者であることそれ自体の社会的地位の不安定さを感じていること等から大きな苦痛を感じている。

第2 相当因果関係及び損害

以上の認定事実をもとに、世帯番号1の請求について検討する。

1 避難と本件事故との相当因果関係

世帯番号1の原告らがb1市の自宅から避難を開始した理由は、前記第1の2、3(1)記載のとおり、放射性物質の汚染によって、自ら及び子たちの健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても同様の危険があると判断したことによるものである。また、原告1-2~4が避難を継続した理由は、前記第1の3、4記載のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告1-3・4の年齢も勘案すると、前記第二の二第1の3及び第2のとおり、避難開始及び平成24年8月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められ、それ以降の避難継続には相当因果関係は認められない。このことは、前記第1の認定事実を斟酌しても左右されるものではない。

2 積極損害の主張について

(1) 抽象的損害計算分について

ア 生活費増加分について

前記第二の二第3の1記載のとおり、世帯番号1の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

イ 避難交通費について

前記第1の2、3(1)記載のとおり世帯番号1の原告らは、本件事故によって、次のとおり避難をし、その費用を原告1-1が負担したと推認できるから、それに要した費用は、同人の本件事故による損害と認められる。

(ア) 12日 b1市からfp市(原告1-2の実家) 自家用車

(イ) 15日 fp市から東京都fq市(賃貸住宅) 自家用車

(ウ) 4月28日 東京都fq市からgb区(gaホテル)(原告1-2~4) 自家用車

(エ) 6月30日 gb区からgc区(ホテルgd)(同原告ら) 自転車

(オ) 7月19日 gc区からgb区(fr住宅)(同原告ら) 自転車

そこで、これらに現実に要した費用であるが、原告1-1において具体的な主張、立証をしないので、提出された証拠等やそれによって認められる事実から、控えめに認定せざるを得ない。

まず、(エ)、(オ)については、交通費が発生することを認めるに足りる証拠はない。

次に、(ア)ないし(ウ)は自家用車によるもので、高速道路に乗ったこと及び高速料金を支払ったことの直接的な立証がないものの、一般的には(ア)は、その距離の長さから、利用可能であれば、高速道路を通行したと推認できるものの、この頃、本件地震の影響もあり、福島県から首都圏に向かう高速道路の利用が可能であったか(甲ニ4、14、17の各1によると、原告4-1、原告14-1及び原告17-1は少なくとも一部利用をできなかった区間があったと認められる。)について疑義があるので、(ア)ないし(ウ)について、ガソリン代のみで算定することとする。そして、乙ニ1の4によると

(ア)の距離は240.3km程度と認められ、(イ)、(ウ)は公知の事実であるfp市、fq市及びgb区の位置からすると、控えめにみてそれぞれ30km程度、20km程度と推認できるから、乙ニ共182によって1km当たりのガソリン代を15円で換算すると、次のとおり、4354円となる。

$$15 \times (240.3 + 30 + 20) = 4354 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

ウ 一時帰宅費用(面会費用)について

前記第1の3(2)イ(ア)記載のとおり、世帯番号1の原告らが本件事故によって家族別離を余儀なくされ、平成23年4月から本件事故と相当因果関係のある避難期間である平成24年8月までの17か月間、b1市に居住する原告1-1がgb区に居住する原告1-2~4宅をほぼ週1回自家用車で往復したと認められるところ、前記第1の3ウ(イ)認定の未成年の子である原告1-3・4の避難後の状況に鑑みると、その程度の一時帰宅は本件事故と相当因果関係があると解されるものの、往復した日や回数を特定するに足りる証拠がないから、損害を算定するに際しては、回数について控えめに見積もらざるをえず、3回として算定することとする。

そこで、1回に要する費用であるが、原告1-1において具体的な主張、立証をしないので控えめに認定せざるを得ず、この距離であれば、通行が可能なら時期であれば、高速道路を用いたと推認できるところ、甲ニ9の1(9頁)、甲ニ13の1(9頁)によると平成24年3月まではこの区間の高速道路料金が無料であったとかがえるから、ガソリン代だけで算出することとし、同年4月から8月までは、ガソリン代のほか高速道路料金を要したと認められるので、それを加算することとする。そして、距離は乙ニ15の3によると片道212.4km程度、平成29年8月29日の高速道路料金が片道5600円と認められ、当時も同程度と推認でき、次のとおり49万2972円となる。

$$15 \times 212.4 \times 2 \times 3 \times 12 \text{ (平成24年3月まで)} + (15 \times 212.4 + 5600) \times 2 \times 3 \times 5 \text{ (平成24年4月から8月まで)} = 49万2972$$

(2) 個別立証分について

ア 原告1-1の損害として請求されているものについて

(ア) 避難直後の家具家財道具費用及び通信料について

前記第二の二第3の2記載のとおり、臨時的な費用の支出を余儀なくされた点については原告1-1の、日常的な費用の増額を余儀なくされた点については生活費増額分として世帯番号1の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌することが相当である。通信料については、生活費増加分の中で考慮すべきである。

(イ) ベクレルモニターの購入費について

前記第1の3(2)ア(ア)記載のとおり、原告1-1は、避難開始後に、自宅での食品の放射性物質含有量を調べられるように105万円のベクレルモニターを購入したことが認められるが、その「自宅」がb1の自宅を指すのかが明らかでないなど、当該購入と本件事故との相当因果関係を認めるに足りる具体的事実の立証はないといわざるを得ない。

イ 原告1-2の損害として請求されているものについて

(ア) コインランドリー費用について

前記第1の3(2)ウ(ア)記載のとおり、原告1-2は、4月28日から7月19日までのホテルでの避難期間中、衣類の数が少ないことから、コインランドリーを利用したことが認められるところ、コインランドリー費用については、生活費増加分の中で考慮すべきであるから、前記第二の二第3の1記載のとおり、慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

(イ) カウンセリング費用について

前記第1の3(2)ウ(イ)記載のとおり、原告1-3は平成24年12月以降、10回以上カウンセリングを受けたことが認められ、後記のとおり同人は特に強い精神的苦痛を受けていたものと認められるものの、カウンセリングに至った経緯及び内容等を具体的に認めるに足りる証拠はなく、その原因について医学的な判断を示す証拠も提出されておらず、本件において提出されている証拠のみでは、当該カウンセリングと本件事故との相当因果関係を認めることまではできない。したがって、この点の原告1-2の主張は理由がない。

(ウ) 甲状腺検査費用について

前記第1の3(2)ウ(イ)記載のとおり、平成25年6月14日、原告1-3・4は甲状腺機能検査を受け、原告1-2がその費用1万2480円を負担したことが認められる。前記第二の一第2の7で認定したとおり、チェルノブイリ原発事故においては放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児甲状腺がんの増加・多発が確認されており、この増加と同事故との因果関係はあると考えられていること、本件事故後の福島県県民健康調査の結果、甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い甲状腺がんが発見されていること、当該甲状腺がんの多発は本件事故の影響によるとする専門家の論文が出されていること等が認められ、これらの点からすれば、原告1-1・2が本件事故による原告1-3・4の甲状腺に対する影響を不安視することも十分理解できるところである。しかしながら、前記第三の一第2の7で認定したとおり県民健康調査は本件震災時に福島県に居住していた概ね18歳以下の者全員を対象とし甲状腺検査を行っており、原告1-3・4もこの対象となっていること、同検査は対象者が20歳を超えるまでは2年ごとに実施される予定となっていること、原告1-3・4が同検査を受けたか、その結果がどのようなものであったかを認めるに足りる証拠はないことを考慮すると、上記甲状腺機能検査費用と本件事故との相当因果関係を認めることまではできない。したがって、この点の原告1-2の主張は理由がない。

3 原告1-1の逸失利益について

前記第1の3(2)イ(ウ)のとおり、平成24年10月に原告1-1がf oを退職し、平成20年及び平成22年の収入状況が前記のとおりであったことが認められるが、上記退職後に大学の非常勤講師の職に就いていることも認められ、その収入額の立証はなく、よって現実の減収額を認めるに足りる証拠はない。また、退職後の再就職等のための活動についても具体的な主張立証はない。そうすると、原告1-1がf oから退職した事実と本件事故との相当因果関係について検討するまでもなく、原告1-1の逸失利益に関する主張は認められない。

4 慰謝料について

前記第1認定事実によれば、原告1-2~4は、本件事故と相当因果関係のある避難開始及び平成24年8月までの避難継続並びにこれに伴う原告1-1との家族別離により相当の精神的苦痛を被ったものと認められ、原告1-1についても避難開始及び原告1-2~4の避難継続に伴う家族別離により、相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。加えて、特に原告1-3は、避難した直後に「放射能が来た」等といわれるいじめを受け、転校しており、このことは、本件事故によって生じた社会からの汚染や被ばくを受けた住民に対するいわれなき烙印(スティグマ)や偏見(ステレオタイプ)がメンタルヘルスをより悪化させる一例であると解され(前記第三の一第4の1)、本件事故と相当因果関係があると認めるべきであって、同人は本件事故によって特に強い精神的苦痛を受けたものといえる。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり原告1-1について家具家財道具購入費、世帯番号1の原告らについて通信料を含む生活費増加分の負担を余儀なくされたこと等を慰謝料の増額事由として斟酌すると、本件事故による世帯番号1の原告らに係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告1-1・3：各150万円

原告1-2・4：各140万円

5 小計

以上のとおりであるから、本件において、本件事故により賠償されるべき世帯番号1の原告らに係る損害額は下記のとおりである。

原告1-1：199万7326円(150万円+4354円+49万2972円)

原告1-2・4：各140万円

原告1-3：150万円

第3 既払額、弁護士費用及び結論

この項の判断の過程は、二以下でも同様であるので、二以降は、特に判断が必要なものを以外は、計算の過程のみ示すこととする。

1 既払額

被告東電が、原告1-2に8万円、原告1-3・4に各60万円を支払った事実は争いがない(被告東電個別準備書面(1)3頁参照)。そして、この支払は、前記前提事実七第3記載の被告東電の賠償基準に従って支払われたものと認められ、その示された基準から本件事故に伴う精神的苦痛(生活費の増加等を含む)又は生活費の増加費用等に対して支払われたものと認められ、前記世帯番号1の原告らに生じた損害に対する弁済として支払われたものと認められる。原告らの指摘する支払手続やその金額は、この認定を覆すものではない。したがって、弁護士費用を除く世帯番号1の原告らの請求のうち理由があるのは原告1-1について199万7326円、原告1-2について132万円、原告1-3について90万円、原告1-4について80万円である。

2 弁護士費用及び結論

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、原告1-1について20万円、原告1-2について14万円、原告1-3について9万円、原告1-4について8万円と認めるのが相当である。

したがって、世帯番号1の各原告について認められるべき賠償額は以下のとおりとなる。

原告1-1：219万7326円

原告1-2：146万円

原告1-3:99万円

原告1-4:88万円

二世帯番号2の原告ら(原告2-1~3)について

第1 認定事実

証拠(甲ニ2の1~13(孫番があるものはそれも含む。以下二において、孫番が存在するのに特定しないものについては、孫番をすべて指すこととする。)、原告2-1)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ2の1、原告2-1及び弁論の全趣旨から認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告2-1(本件事故時35歳)は、福島県b1市で出生し、高校卒業後、神奈川県に引っ越し、平成11年に同じくb1市出身の夫と結婚し、平成16年に長女である原告2-2(本件事故時6歳)を、平成20年に二女である原告2-3(本件事故時2歳)をもうけた。なお、原告2-1の夫は、本件訴訟の原告となっていない。

(2) 原告2-1の夫は、歯科技工士として働いていたところ、平成20年に神奈川県で独立し、自らの歯科技工所を開業した。世帯番号2の家族は、平成22年頃から、原告2-1の夫の実家のあるb1市への移住を具体的に検討するようになり、平成23年1月、原告2-1の夫がb1市で開業するに伴い、b1市に移住した。世帯番号2の家族は、ひとまず同所に所在する原告2-1の夫の実家に夫の両親、祖母及び叔母とともに居住していたが、近い将来、付近で家を探す予定であった。世帯番号2の家族は、夫の実家に居住中、家庭菜園から採れた米、野菜、果物を食しており、野菜などを購入したことはなかった。

(3) 原告2-1は、本件事故前、b1市で開業した夫の歯科技工所で週に5日、1日に2ないし3時間、経理・庶務の仕事をしており、月に8万円程度の給与を得ていた。なお、原告2-1の夫の歯科技工所は、歯科医師である夫の兄からの発注等の仕事が約されていた。

2 避難開始の経緯

本件地震に伴い、世帯番号2の家族が居住していた原告2-1の夫の実家は、壁の崩落、窓ガラスの破損等の被害を受けた。そこで、12日に原告2-2・3のみb1市にある原告2-1の実家に避難させ、原告2-1は、居住していた夫の実家の片付けを行っていた。このような状況であった原告2-1は、本件震災直後は、本件原発のことはほとんど頭になかったが、12日の昼のニュースで本件事故を伝えるニュースを見た夫が状況を不安視したことを契機に本件原発の状況について不安を感じた。原告2-1は、同日は避難を行うか否かを迷っていたが、翌13日、夫が子たち(原告2-2・3)のことを心配し、速くに避難しようといひ出したため、いったんは避難することとし、茨城県g市付近まで原告2-2・3とともに車で向かったがガソリンや道路状況の問題等から同日中に夫の実家まで戻った。その後、原告2-1の夫の兄がf市から食料品やおむつ等の物資を持って訪れ、即時の避難を勧めた。原告2-1は、自らの両親や妹家族とともに避難することを説得したが奏効せず、14日夜、原告2-1の夫を含む世帯番号2の家族4人で、おむつ等の車に乗せられる物資のみを持って、車で避難を開始した。同家族4人は、一晩運転をして、15日午後3時頃、f市にある夫の兄の家まで避難した。

3 避難後の経緯

(1) 原告2-1の夫を含む世帯番号2の家族の避難経路の概略

原告2-1の夫を含む世帯番号2の家族の避難経路の概略は世帯番号2の原告ら主張のとおりである。ただし、避難開始時期は14日である。原告2-1の夫は、26日頃からb1市の実家に戻った。

(2) 避難生活の状況等

ア(ア) 原告2-1の夫を含む世帯番号2の家族は、15日に原告2-1の夫の兄の家に避難し、約10日間滞在したが、同所に同じく避難してきていた原告2-1の夫の両親らがb1市に帰ることを決めたため、両親及び仕事のことを心配した原告2-1の夫は、b1市に帰る意向を示した。原告2-1とその夫は、帰宅をめぐる口論となったが、結局、26日頃原告2-1の夫はb1市に帰り、世帯番号2の原告らは避難を継続することとなり、同人らは、同日避難所とされていたg市へ移動した。同所は、避難家族の仕切りがパーテーションで区切られ、一応のプライバシーは守られる状態であったが、周囲の話声は聞こえる状況であった。世帯番号2の原告らは、4月7日、避難所とされていたg市ホテルに移動したところ、同所においては個室に入ることができたため、生活面での不自由を感じることはあまりなかった。同所は6月に閉鎖されることが決まっていたところ、避難指示区域外からの避難者である世帯番号2の原告らは、当初応募資格が区域内避難者に限定されていた都営住宅への転居の応募を出すことができず、同月30日避難所とされていたホテルg市に移動した。同所の部屋は狭く、世帯番号2の原告らの荷物を置くと、いっぱいになってしまう状況であった。最終的に、世帯番号2の原告らは、都営住宅に入居することができ、7月21日からは、f市住宅に居住し、避難を継続している。

(イ) 原告2-1は、避難生活中、衣服、携帯ゲーム等のおもちゃ、子供用を含む書籍、靴、カラーボックス、椅子、除湿器、便座ウォーマー、パソコン、ホームベーカリーをそれぞれ購入した(甲ニ2の2~12)。

(ウ) 世帯番号2の原告らは、前記のとおり本件事故前は野菜等を購入していなかったところ、避難後は食材を購入せざるを得なくなり食費の負担が、また原告2-1の夫と家族別離となったことから、水道光熱費及び家族間の連絡をとるための通信費の負担が、それぞれ増加した。さらに、原告2-1は、本件事故前は車によって移動していたところ、避難後は公共交通機関を利用しており、交通費の負担が増加した。

イ 原告2-1の夫は、前記のとおり26日頃に、b1市の実家に戻った後、当初は月に1回の頻度で妻子(世帯番号2の原告ら)の下へ車で訪れていたが、体力的な問題から、徐々に頻度が減り、現在は半年に1回という頻度で訪れるようになっている。

ウ(ア) 原告2-1は、避難生活中、後記のとおり原告2-2・3が同時に不登校となった時期に、家族別離となっていたため、当該問題について夫に相談することが難しく、また自らが避難していることの決断が誤りであったのかという悩みからストレスをため、酒量が増大した。

原告2-1は、現在パートタイムで週二、三回働いているところ、その収入は月3万円程度である。

(イ) 原告2-2は、避難直後の4月に、g市b区の小学校に入学したが、小学校2年生の終わり頃から頭痛や吐き気といった症状を訴えるようになりやせていくとともに、小学校3年生の2学期頃から学校に行きながらなくなり、不登校となった。原告2-2は、当時(平成25年後半から平成26年はじめ頃)、同小学校の男子児童から複数回「放射能バンバンバ

ン」といわれるという嫌がらせを受けており、このことは上記不登校の一因であり、最終的に転校した（甲ニ2の13の1・2、原告2-1（3～7頁））。なお、原告2-3も、原告2-2が不登校となった同時期に、幼稚園を不登校となり、転園をすることとなった（原告2-3の不登校の原因を認めるに足りる証拠はない。）。原告2-2は、平成29年4月、都内の私立中学校に入学した。

原告2-2・3は、福島県の甲状腺の検査でA2判定となり、その後、原告2-1が個人的に病院で検査を受けさせた際に、原告2-3が経過観察となった。

(3) 本件事故時住所地の状況等

世帯番号2の原告らの本件事故時住所地には、現在、原告2-1の夫及びその両親が居住している。

原告2-1は、原告2-1の夫から、平成23年6月に本件事故時住所地敷地内の放射線量計測をした結果を聞いており、平成23年6月に計測したところ最も高い垣根で18.8 μ Sv/hが計測されたと聞いている。

その後、同所は複数回除染が実施されているところ、平成28年7月に実施された除染が実施される前において、同所における地上から1m地点の空間線量は、0.15～0.35 μ Sv/hであり、同除染後の地上から1m地点の空間線量の最終測定結果は、0.10～0.20 μ Sv/hであった（甲ニ2の15）。

4 原告2-1の心情等

原告2-1は、b1市にホットスポットが存在すること、前記のとおり夫から聞いた本件事故時住所地敷地内の放射線量が高いと考えていること、本件事故時住所地に帰った場合、家庭の事情もあって敷地内で採取された野菜等を甲状腺検査でA2判定が出た原告2-2・3に食べさせることになること、将来原告2-2・3が福島県民であるということから差別を受けない、同人らが産む子に健康被害が生じないという保証がないと考えていること、本件原発の処理が収束しておらずいつ何が起きるか不安であること等の理由から、いずれ自分一人は帰らなければならないだろうとは考えているが、原告2-2・3が独り立ちするまでは同人らを連れて帰るわけにはいかないと考えている。他方で、家族別離の生活に苦痛も感じており、家族別離が解消される見込みが立たないことにも苦痛を感じている。原告2-1は、家族が離散することのない生活と子たちに放射能のリスクを回避させる生活とがトレードオフであることに強い苦痛を感じている。

また、原告2-1は、前記のとおりg aホテルから移動するときに当初区域外避難者が都営住宅への応募ができなかったこと、被告東電からの賠償金が区域外避難者については区域内避難者と大きく違うこと、また世間からの目も自分勝手に税金を使って避難している者とみられていると感じていること等から区域外避難者が差別的な扱いを受けていると感じており、そのことにも苦痛を感じている。

第2 相当因果関係及び損害

以上の認定事実をもとに、世帯番号2の請求について検討する。

1 避難と本件事故との相当因果関係

世帯番号2の原告らを含む家族らが、b1市の自宅から避難を開始した理由は、前記第1の2、3（1）記載のとおり、放射性物質の汚染によって、自ら及び子たちの健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても同様の危険があると判断したことによるものである。また、同原告らが避難を継続した理由は、前記第1の3、4記載のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告2-2・3の年齢も勘案すると、前記第二の二第1の3及び第2のとおり、避難開始及び平成24年8月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められ、それ以降の避難継続には相当因果関係は認められない。このことは、本件事故時住所地の空間線量の検査結果や原告2-2・3の甲状腺検査の結果等を含む、上記第1認定の事情によっても左右されない。

2 積極損害の主張について

(1) 抽象的損害計算分について

ア 生活費増加分について

前記第二の二第3の1記載のとおり、世帯番号2の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

イ 交通費の主張について

前記第1の2、3（1）、（2）ア（ア）記載のとおり、世帯番号2の原告らは、本件事故によって、次のとおり避難をし、その費用を原告2-1が負担したと推認できるから、それに要した費用は、同人の本件事故による損害と認められる。

(ア) 14日 b1市からfp市（原告2-1の義兄方） 自家用車

(イ) 26日 fp市からgg区（gf） 自家用車

(ウ) 4月7日 gg区からgb区（gaホテル） 自家用車

(エ) 6月30日 gb区からgc区（ホテルgd） 自家用車

(オ) 7月21日 gc区からgb区（fr住宅） 自家用車

そこで、これらに現実に要した額であるが、（ア）ないし（オ）いずれについても、前記一第2の2（1）イと同様に、ガソリン代だけで算出することとする。乙ニ2の1・2・4～6によると、（ア）が241.9km程度、（イ）が32.7km程度、（ウ）が11.5km、（エ）が3.7km、（オ）が5.0kmと認められ、乙ニ共182によって1km当たりのガソリン代を15円で算出すると、次のとおり4422円となる。

$$15 \times (241.9 + 32.7 + 11.5 + 3.7 + 5.0) = 4422$$

(2) 個別立証分（家財道具購入費）について

前記第二の二第3の2記載のとおり、臨時的な費用の支出を余儀なくされた点については原告2-1の、日常的な費用の増額を余儀なくされた点については生活費増額分として世帯番号2の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌することが相当である。

3 原告2-1の就労不能損害の主張について

前記第1の1（3）記載のとおり原告2-1は、本件事故前、夫の歯科技工所で仕事をし、月に8万円程度の給与を得ていたところ、避難開始に伴い、この仕事を少なくとも中止せざるを得なかったことは容易に推認できるところであって、避難開始により一定の減収が生じたとうかがわれる。しかしながら、前記第1の3（2）ウ（ア）記載のとおり、原告2-1は、避難生活中にパートとして一定の収入を得ていることも認められ、そのようなパート収入がいつからどの程度生じたかについて立証はない。そして、原告2-1が就労不能損害として被告東電から96万円の弁済を受けていることは争いなく、具体的に避難に伴う減収額が当該既払額を超えて存在するとの立証はないといわざるを得ない。

そうすると、仮に減収が認められるとして、その減収と本件事故との相当因果関係を検討するまでもなく、原告2-1の就労不能損害に関する主張は認められない。

4 慰謝料について

前記第1認定事実によれば、世帯番号2の原告らは、本件事故と相当因果関係のある避難開始並びに平成24年8月までの避難継続及びそれに伴う家族別離により、相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。加えて、特に原告2-2は、避難生活中に複数回「放射能バンバンバン」といわれるという嫌がらせを受けており、このことを一因として不登校となり、転校しており、前記第2の4記載の理由と同様の理由から、このことは本件事故と相当因果関係があると認めるべきであって、同人らは本件事故によって特に強い精神的苦痛を受けたものといえる。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり原告2-1について家財道具購入費、世帯番号2の原告らについて生活費増加分の負担を余儀なくされたこと等を慰謝料の増額事由として斟酌すると、本件事故による世帯番号2の原告らに係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告2-1・2：各150万円

原告2-3：140万円

5 小計

原告2-1：150万4422円（150万円＋4422円）

原告2-2：150万円

原告2-3：140万円

第3 既払額、弁護士費用及び結論

1 既払額

原告2-1：12万円

原告2-2・3：各72万円

なお、被告東電による原告2-1の就労不能損害に対する96万円の支払については、就労不能損害とは別の損害に対する弁済としての主張はされていない。

2 弁護士費用を除く損害

原告2-1：138万4422円

原告2-2：78万円

原告2-3：68万円

3 弁護士費用

原告2-1：14万円

原告2-2：8万円

原告2-3：7万円

4 結論

原告2-1：152万4422円

原告2-2：86万円

原告2-3：75万円

三 世帯番号3の原告（原告3）について

第1 認定事実

証拠（甲ニ3の1～3・5～9、乙ニ3の1～9、原告3）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ3の1及び原告3及び弁論の全趣旨から認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告3（本件事故時66歳）は、b1市で生まれ育ち、結婚後もb1市の原告3主張の本件事故時住所地にある夫の実家に居住するなど本件事故まで常にb1市で暮らしてきた。原告3には、2人の娘がおり、夫は平成17年に他界した。なお原告3の2人の娘は、本件訴訟の原告となっていない。

(2) 原告3は、夫の死亡に伴い、上記の夫の実家の建物及び土地（以下三において「b1市の自宅」という。）並びに同じくb1市内に所在する8筆の山林、1筆の田、1筆の畑及び1筆の雑種地を取得した。b1市の自宅は、敷地面積約1700m²であり、原告3が居住していた母屋の床面積は約200m²で、そのほか別棟や蔵などが存在していた。（甲ニ3の1・8・9）

本件事故当時、原告3はb1市の自宅に、娘2人と居住していた。ただし、長女については東京と上記住所地とを行ったり来たりする状況であった。

(3) 原告3は、本件事故前、b1市の自宅の敷地の広さを利用して、近所の友人や親類を招いて、夏はバーベキュー、秋は月見などを催し、また正月には多くの親類などの来客を歓待していた。また、原告3は、地域の伝統行事である毎年1回の地域の女性による旅行に参加し、近所の中学生に自宅の別棟において数学や国語を教えるなどしていた。このように、原告3は、本件事故前、地域の近隣住民や親類と密接な付き合いをしていた。

原告3は、本件事故前、正月・盆・彼岸などの節目に、前記した所有する山林に入り、神棚等に捧げる榊の木を採取するなどしていた。さらに、原告3は、本件事故前は、お茶や庭での草花、樹木の育成を趣味としていた。

また、その地域には、原告3の夫家のお墓が3箇所あり、原告3は、本件事故前、年に4回お墓参りを行っていた。

(4) 原告3は、60歳の定年退職まで長年b1市の中学校教員として勤め、その後も2年間、再任用としてb1市の中学校教員を務めた。さらに、本件事故まで3つの中学校において、毎年5月から3月などの一定期間、数学講師として勤めていた。原告3は、本件震災当時も中学校の講師として勤務していたが、次年度以降の更新は未定であった。この数学講師の契約は1年更新であり、勤務期間中の平均給与は月約25万円であった。

2 本件津波による被害と避難開始の経緯

(1) b1市の自宅は、本件津波により流され、また前記した3箇所のお墓は倒され、土砂に埋もれてしまった。原告3は、11日はb1市にある実家に避難し、12日はb1市内の工業高校に避難した。

また、原告3が本件震災当時勤めていた中学校も本件津波により校舎取り壊しが決まるなど大きな被害を受けた(乙ニ3の2)。

(2) 原告3は、本件震災による避難はb1市で行うことを想定していたが、13日、上記避難場所である工業高校において本件原発1号機が爆発したとの情報に接し、著しい恐怖を感じ、b1市にとどまることはできないと考えて遠方への避難を決意し、娘2人とともに同日千葉県g h市の親類宅に避難した。

3 避難後の経緯

(1) 原告3の避難経路の概略

原告3主張のとおり。

(2) 避難生活の状況等

ア(ア) 原告3は、前記のとおり、13日、娘2人とともに千葉県g h市の親類宅に避難した後、翌14日、f p市の妹宅に避難した。原告3は、同日頃、友人からb1市の賃貸住宅を原告3のために借りた旨の連絡をもらっていたが、本件事故を理由にこれを断り、4月1日、g i区の都管アパートに移動し、現在、長女とともに同所にて避難を継続している。同所は、6畳の和室、4畳ほどの洋室、風呂、台所及びトイレで構成されており、少なくともb1市の自宅と比較すると相当に狭く、また隣の部屋との間で音が響く状況となっている。

(イ) 原告3は、東京の物価の高さから、食料品等のための生活費の負担が一定程度増加した。

イ(ア) 原告3は、東京における避難生活において、避難者とのコミュニケーションはとっているが、その余の近隣住民とのコミュニケーションはあまりとっていない。

(イ) 原告3は、4月1日以降、平成26年頃までは、月に一、二回、少なくとも月1回、高速バスで、b1市に戻り、後述の自宅代替地の買い取り等の手続や友人又は親類と会うなどしている。

原告3は、平成25年9月頃、本件津波の被災者であることから、b1市から災害公営住宅入居募集についての説明会のお知らせを受け取った。b1市の災害公営住宅募集においては、「震災により住宅を滅失した方」が優先的に選考されることになっていた。原告3は、本件事故がなければ同募集に対して、申込みをするつもりであった。なお、b1市内の災害公営住宅への入居は、最も早い住居で平成26年3月1日からであった。原告3は、本件事故がなければ、前記のとおり友人が借りてくれたb1市の賃貸住宅に居住するつもりであった。(甲ニ3の2・3・5、乙ニ3の3)

(3) 本件事故時住所在地等の状況

ア(ア) 前述のとおり、原告3のb1市の自宅は、本件津波によって流された。b1市は、原告3の本件事故時住所在地を含む本件津波浸水区域について建物新築等の自粛を要請しており、平成25年10月10日にこれを解除したが、原告3の本件事故時住所在地については引き続き土地区画整理法に基づき建築行為等が制限されることとなった(乙ニ3の1)。そのため、原告3には高台に代替地が提供される予定であるところ、その引渡しは平成30年3月頃が予定されている。

(イ) b1市の災害公営住宅前の道路脇において、平成29年2月7日に採取された土壌には、放射性セシウムがおおよそ6700Bq/kgと算出されるものがあった。また、前記した原告3が所有する山林において、同日に計測された空間放射線量が0.26µSv/hとなる地点があり、同所において同日に採取された土壌には、放射性セシウムがおおよそ2600Bq/kgと算出されるものがあった。(甲ニ3の7)

イ 本件事故当時原告3が勤務していた中学校は、前記のとおり、本件津波で大きな被害を受けたため、別の中学校の校舎を間借りして授業を行ってきたが、多くの生徒が本件津波で家をなくし、地区外に避難したため、転校や入学辞退となるケースが少なからずあった。平成24年4月の同中学校の入学人数は26人であった。(乙ニ3の4)

4 原告3の心情等

原告3は、1号機水素爆発を知って13日に避難したとき、何も考えられないほどパニック状態となり、目に見えない放射能に対して非常に恐ろしく感じた。原告3は、目に見えない放射能に対して、現在でも強い恐怖感を抱いており、b1市に戻ることはできないと考えている。その気持ちは、前記3(3)ア(イ)の放射性セシウム算定結果を見て、改めて強いものとなっている。しかしながら、原告3は、b1市にいる親類や友人らには、戻れないという考えを伝えられないでいる。他方で、原告3は、b1市の自宅のあった地域に強い愛着を持っており、戻りたいとは思っており、葛藤に苦しんでいる。また、原告3は、東京での暮らしにおいて、引け目から避難者ではない者に避難していることを伝えられずにおり、本件事故前の生活やb1市の友人や親類を想って、強い不安と寂しさを感じている。

原告3は、福島県で長年充実した生活を営んできたにもかかわらず、東京に避難し、ゼロから生活をやり直さなければならぬと考えていること、東京での避難生活の将来の見通しが立たず不安であることにも苦痛を感じている。

第2 相当因果関係及び損害

以上の認定事実をもとに、原告3の請求について検討する。

1 避難と本件事故との相当因果関係

原告3が、13日にb1市から関東地方に避難を開始した理由は、前記第1の2(2)、3(1)記載のとおり、放射性物質の汚染によって、自らの健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても同様の危険があると判断したことによるものである。また、同原告が避難を継続した理由は、前記第1の3、4記載のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告3の年齢も勘案すると、前記第二の二第1の3及び第2のとおり、避難開始及び12月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められ、それ以降の避難継続には相当因果関係は認められない。このことは、前記第1の認定事実を斟酌しても左右されるものではない。

なお、b1市の自宅から実家や工業高校へ避難したのは、本件津波によってb1市の自宅が流されたことによるものであるから、本件事故によるものとはいえない。

2 積極損害(抽象的損害計算)の主張について

(1) 生活費増加分について

前記第三の二第3の1記載のとおり、慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

(2) 避難交通費について

ア 前記第1の3(1)記載のとおり原告3は、本件事故によって、13日から次のとおり避難をしたと認められるから、それに要した費用は本件事故による損害と認められる。

(ア) 13日 b1市から千葉県g h市(義理の妹宅) 自家用車